

営業秘密を適切に保護するための刑事訴訟手続の整備の必要性

第 1 法整備の必要性について

(1) 労働力人口の減少、資源供給リスクの増大、貯蓄率の低下など、我が国企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、グローバル競争において我が国企業が生き残るためには、その技術力の維持向上が不可欠である。そのためには、技術情報を公開することを前提とした特許制度の利用とあわせて、技術・ノウハウ・アイデア等の価値ある情報を営業秘密として管理し、「他社」との差別化を図ることの重要性が一層増してきている。

また、昨今においては、グローバル化、情報化、顧客ニーズの多様化等の急激な進展により、自社の保有する一部の技術情報を、他社に開示し共有することで新たなイノベーションを生み出すという視点（オープン・イノベーション）が重要となっている。

そこで、このような取組を可能とするためにも、営業秘密を適切に保護する必要性が高い。

こうした中、経済産業省がとりまとめた「産業構造ビジョン2010」等においても、企業の国際競争力を高める方策として、技術流出の防止や、コア技術のブラックボックス化などの重要性が説かれているところであり、こうしたビジネスモデルを実現するためにも、営業秘密を適切に保護することが喫緊の課題となっている。

(2) これまでにも営業秘密の保護に関しては、平成2年の不正競争防止法（以下「不競法」という。）改正における民事上の措置（差止請求権、損害賠償請求権等）の導入にはじまり、平成15年の不競法改正による営業秘密侵害罪の創設、平成21年の不競法改正による営業秘密侵害罪の整備等の手当てがなされてきたところである。

(3) しかしながら、営業秘密侵害罪については、刑事裁判手続において営業秘密の保護に関する明文の規定が存在しないことから、被害者である営業秘密の保有企業が、営業秘密が保護される範囲を事前に予測して刑

事告訴の当否を判断することができず、重大な営業秘密の侵害であって、違法性や有責性が高いものについても、被害企業が告訴をちゅうちょしてしまうという事態があるとの指摘がなされている。

例えば、平成 21 年の不正競争防止法の改正時における衆議院及び参議院の経済産業委員会の各附帯決議において、そのような指摘がなされ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するために適切な法的措置を講じることが求められている。

したがって、こうした要請に応えるためにも、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方についてすみやかに成案を得る必要がある。

第 2 法整備の必要性に関する各方面からの要請

刑事訴訟手続における営業秘密の適切な整備に係る各方面の指摘を挙げれば、以下のとおりである。

衆議院経済産業委員会 附帯決議（平成 21 年 4 月）

四 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続については、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴を躊躇していると思われることにかんがみ、関係各省庁間において、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に検討を進め、適切な法的措置を講じること。

参議院経済産業委員会 附帯決議（平成 21 年 4 月）

三 刑事訴訟手続における営業秘密の取扱いについては、憲法第八十二条が規定する裁判の公開が被害企業における告訴をちゅうちょさせている実態にかんがみ、当該規定の趣旨及び要請に十分配慮しつつ、営業秘密の実効的な保護強化を図るため、諸外国の法制も勘案しながら、適正な法的措置を講じること。

知的財産推進計画 2010（平成 22 年 5 月）

※知的財産戦略本部（構成員は閣議メンバーと同様）決定

戦略 3 知的財産の産業横断的な強化策

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

(1) オープン・イノベーションの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

営業秘密の保護強化（短期）

裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置のあり方について成案を得る（～2011年度）

産業構造審議会 技術情報の保護等の在り方に関する小委員会報告書（平成 21 年 2 月）

○第 3 章 刑事訴訟手続の在り方について

そして、裁判の公開の要請に十分に配慮し、かつ、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続への支障のおそれが生じることのないようにしつつ、それ自体に極めて重要な価値が認められ得る営業秘密を保護する観点から、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的な措置の在り方について検討する必要があると考えられることから、今後、法務省と経済産業省とで共同して、その具体的な在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得ることを目指すべきである。

日米規制改革対話 米国側要望（平成20年10月）

○ III. Achieving Legal System Reform

B. Facilitate Criminal Prosecution of Trade Secret Theft.

In order to encourage victims of trade secret theft to cooperate with prosecutors in bringing criminal charges against the wrongdoers, introduce a new procedure that will ensure that the content of a trade secret will not become open to the public in a criminal trial for trade secret theft, such as by allowing a witness who is expected to disclose a trade secret to be examined without the attendance of the courtroom audience, and then providing a summary of that testimony that protects the trade secret in open court.

<和文（外務省仮訳）>

○ III. 司法制度改革の実現

B. 営業秘密盗用の刑事訴追の促進

営業秘密盗用の被害者が、犯罪者に対する刑事訴訟において検察官と協力することを促すため、営業秘密を公開すると見込まれる証人が傍聴人不在の状況で審問されることを許可し、その上で公開の法廷でその営業秘密を守る証言の概要を提供することで、営業秘密盗用の刑事裁判において営業秘密の内容が公開されないことを確保するなどの新たな手続きを導入する。